

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

事業者であり消費者でもある横浜市が環境負荷の低減を図るため、業務を行うに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、市民等の環境に配慮した物品等への需要の転換を促すこととなります。

また、グリーン購入に関する取組を推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなりました。

そこで、横浜市におけるグリーン購入についてのより一層の推進を図るため、本基本方針を定めます。

1 目的

グリーン購入法に基づき、横浜市がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 環境物品等

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務であって、次の判断の基準のいずれかを満足するものをいいます。

- ア 再生された材料や再生しやすい材料を使用しているもの
- イ 使用時の資源やエネルギーの消費の少ないもの
- ウ 修繕や部品交換・詰め替えが可能なもの
- エ 梱包・包装が簡易なもの
- オ 分別廃棄やリサイクルがしやすいもの
- カ 耐久性が高く長期間使用が可能なもの

キ 製造・使用・廃棄の段階で、環境への負荷が大きい物質の使用，排出が少ないもの

ク 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したもの

(2) 特定調達物品等

重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち，別記に定める物品等をいいます。

3 グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

(1) 従来から考慮されてきた価格や品質などに加え，環境保全の観点を考慮することとします。

(2) 調達総量を出来るだけ抑制するよう，物品等の合理的な使用に努めるものとします。

(3) グリーン購入の推進を理由として，物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮することとします。

(4) 物品等の選定に当たっては，できる限り特定調達物品等を調達することとします。

4 グリーン購入の推進方法

(1) グリーン購入の推進に当たっては，毎年度，品目ごとに当該年度の調達目標を定めた調達方針を作成し，総合的かつ計画的に推進します。

(2) 推進体制は別に定めます。

(3) グリーン購入の実施状況は毎年公表します。

5 別記の見直し

物品等の開発・普及状況，科学的知見の充実等に合わせて適宜見直しを行っていくものとします。

6 適用範囲

本基本方針は，原則として本市全ての組織に適用するものとします。

7 実施時期

平成 14 年 4 月 1 日